

平成23年4月5日

一般ガス事業者の供給約款変更に係る認可について
(糸魚川市)

関東経済産業局は、糸魚川市から申請があった一般ガス供給約款の変更について、ガス事業法第17条第1項の規定に基づき、本日（4月5日）認可を行った。

当局は、公聴会等所要の手続きを経るとともに、申請の内容について立入検査の実施等により厳正な審査を行った結果、認可に至ったものである。

なお、認可された供給約款は、23年5月11日に実施する。

1. 申請年月日

事業者名	申請年月日	認可申請の概要
糸魚川市	平成22年11月19日	熱量変更終了に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2. 認可の主な内容

事業者の平均単価、改定率、モデル世帯における1ヶ月あたり料金等については、別紙1のとおり。

3. 参考

事業者の会社概要については、別紙2のとおり。

(本発表資料の問い合わせ先)

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

担当者：関根、野村、長谷川

電話：048-600-0393（直通）

申請者	小口部門 (税抜)			供給約款料金 (税抜)			モデル世帯における1ヶ月あたり料金(税込)			標準熱量 (MJ/m ³)	基準平均 原料価格 (円/トン)	実施 予定期日
	現行料金 平均単価 (円/m ³)	認可料金 平均単価 (円/m ³)	改定率 (%)	現行料金 平均単価 (円/m ³)	認可料金 平均単価 (円/m ³)	改定率 (%)	標準的 使用量 (m ³ /月)	現行料金 (円/月)	認可料金 (円/月)			
糸魚川市	109.98	112.30	+ 2.11	111.87	114.08	+ 1.98	42	糸魚川・能生地区 5,101 青海地区 4,861	5,180	43.1	12,810	H23.5.11

- (注) 1. 小口部門とは、「年間使用量10万m³以上(46MJ/m³換算)で、更にガス事業者と大口契約を締結した需要家」を除いた部分。
2. 現行料金平均単価は、変更前の料金収入を原価算定期間中の販売量で除したものの。
3. モデル世帯における1ヶ月あたり料金は、事業者における家庭用の平均使用量に基づき算出したもの。
4. モデル世帯における1ヶ月あたり料金は、認可時点のものであり供給約款実施日以降の料金は原料費調整制度により変動がある。
5. 基準平均原料価格は、平成22年9月～11月の円建て貿易統計価格から算出されたものである。

事業者名	会社設立年月	代表者	本社所在地	電話番号	資本金 (百万円)	従業員数 (人)	供給区域	需要家数 (取付メータ数)	ガス販売量 (千m ³)	ガス売上高 (百万円)
糸魚川市	平成17年3月 (市町村合併による)	糸魚川市長 米田 徹	新潟県糸魚川市 一の宮1丁目3番5号	025-552-1540	2,102	15	糸魚川市	15,138	9,670	1,006

(注) 1. 資本金、従業員数、需要家数は、平成22年3月末現在である。
2. ガス販売量、ガス売上高は、平成21年度の実績である。